

# ブログ運営に必要な法的知識

---

鴻和法律事務所

弁護士 浦川 雄基

# 自己紹介

---

## ▶経歴

平成16年 3月 長崎南山高等学校卒業

平成20年 3月 九州大学法学部卒業（首席）

平成22年 3月 九州大学法科大学院卒業

平成22年 9月 司法試験合格

平成23年12月 1年間の司法修習を経て、弁護士登録



## ▶主な取扱分野

ソフトウェア関連訴訟 / 不動産関連訴訟 / Web上の誹謗中傷対策 / 交通事故対応

消費者問題対応 / 知的財産関連法務 / 契約書作成・法的リサーチ等の顧問業務...etc

# 本日の内容

---

## 1 記載する内容で気を付けるべきこと

- (1) 名誉棄損
- (2) 侮辱
- (3) プライバシー権侵害

## 2 使用する素材で気を付けるべきこと

- (1) 著作権
- (2) 肖像権

## 3 ブロガーが特定されるまでの手続

- (1) WHOIS検索
- (2) 発信者情報開示

記載する内容で気を付けるべきこと

---

# 名譽棄損～リスク～

---

ブログの中で、名譽棄損を行ってしまうと、

- ①被害者から削除請求や損害賠償請求を受ける可能性
  - ②3年以下の懲役・禁錮 or 50万円以下の罰金に処される可能性
- がある。

# 名誉棄損～定義～

---

名誉棄損とは、

- ①特定の人や会社について
- ②公然と（不特定又は多数の人が認識できる状態で）、
- ③人の社会的評価が下がるような
- ④事実を記載すること

を満たす行為である。

（例）芸能人の●●は反社会的勢力と交友関係がある。

# 名誉棄損～①の要件～

---

①特定の人や会社について

→ブログは通常、特定の人や会社について書くことが多いと思うので、この要件を満たさないというのは難しい。

# 名誉棄損～②の要件～

---

②公然と (不特定又は多数の人が認識できる状態で)

→インターネット上でやる以上、不特定又は多数の人が認識できる状態であることは当然。

# 名誉棄損～③の要件～

---

③人の社会的評価が下がるような

→ここは工夫の余地がある。被害者の心理を考えても、悪いことばかり書かれていると、削除や損害賠償を請求したくなる。  
良い評価も記載するようにすることは重要。

# 名誉棄損～④の要件～

---

## ④事実を記載すること

→例えば、ブロガーがある芸能人について「好きじゃない」などと自らの意見や評価を述べることは原則として名誉棄損になりにくい。

問題となるのは、意見や評価の前提となっている事実（こういう行動を取ったことがある、こういう経歴の持ち主である等）であることは念頭に置いておくと良い。

# 名誉棄損～違法性阻却事由～

---

ちなみに、名誉棄損に該当する場合も、

- ①公共の利害に関する事実であること
- ②専ら公益をはかる目的であること
- ③（重要な部分について）真実であることの証明があること

を満たす場合等は、違法ではないとされている。

# 名譽棄損～違法性阻却事由 ①～

---

①公共の利害に関する事実であること

→政治家、企業、芸能人などの市民から関心を抱かれる内容であれば公共の利害に関する事実であると認められる可能性がある。

# 名誉棄損～違法性阻却事由②～

---

## ②専ら公益を図る目的であること

→裏にアフィリエイト収入等を得るという営利目的があるのは微妙なところではあるものの、いずれにしても、相手方の社会的評価を下げる目的と思われるようなものは望ましくないし、できればそれっぽい理由があると良い（例えば、企業に関する情報を書くブログで、過労死などの悲惨な事件が繰り返されないようにするために、会社の情報をもっと人々が知るべきであると考えている等）。

# 名譽棄損～違法性阻却事由③～

---

③（重要な部分について）真実であることの証明があること

→真実であることを証明するのは簡単ではないが、いずれにしても裏付けがなさそうな情報や噂を書く場合ほど危険ということは念頭に置いておいた方が良い。

なお、「人の噂であるから真偽は別として...」という書き方をした事案でも名譽棄損は認められており、「～という噂がある。」という書き方をしていても必ずしも責任を逃れられるわけではないことには注意が必要（東京高判昭和41年11月30日）。

# 侮辱～リスク～

---

ブログの中で、侮辱を行ってしまうと、

- ①被害者から削除請求や損害賠償請求を受ける可能性
  - ②拘留（1日以上30日未満） or 科料（1000円以上1万円未満）に処される可能性
- がある。

# 侮辱～定義～

---

侮辱とは、

- ①特定の人や会社について
- ②公然と（不特定又は多数の人が認識できる状態で）、
- ③人の社会的評価が下がるような
- ④意見や評価を記載すること

を満たす行為である。

（例）馬鹿、アホ、死んだ方がまし等

## 侮辱～④の要件～

---

### ④意見や評価を指摘すること

→実務の塩梅上は、余程酷い意見や評価を述べない限りは責任を問われないが、いずれにしても、良い評価を書くようとする等のバランスを取ることが重要だと思われる。

# プライバシー権侵害～リスク～

---

ブログの中で、プライバシー権侵害を行ってしまうと、被害者から削除請求や損害賠償請求を受ける可能性がある。

# プライバシー権侵害～定義～

---

プライバシー権侵害とは、

- ①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれがある内容であること
- ②一般人が公開を欲しない内容であること
- ③一般の人々にまだ知られていない内容であること

を満たす内容を公開することである。

# プライバシー権侵害～要件①～

---

①私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれがある内容であること

→政治家の政治活動、芸能人の芸能活動であればともかく、プライベートな部分について記事を書く時にはリスクがある。

# プライバシー権侵害～要件②～

---

②一般人が公開を欲しない内容であること

→学生時代にモテていたなどといった良い内容については公開されても誰も文句を言わないのであろうが、逆に悪い内容であれば公開を欲しないだろうと考えられやすい。

# プライバシー権侵害～要件③～

---

③一般の人々にまだ知られていない内容であること

→以前からマスコミ等で報道されている場合も、一般に知れ渡っていないと判断した裁判例もあるので、注意が必要。

# プライバシー権侵害～違法性阻却事由～

---

プライバシーを公表する正当な理由がある場合には、違法ではない。

→政治家のように公的立場にある人物であったり、私生活について情報を発信して大衆から注目を集めている芸能人などについては、違法ではないと判断される傾向がある。

利用する素材で気を付けるべきこと

---

# 著作権～リスク～

---

ブログの中で、著作権侵害を行ってしまうと、

- ①被害者から削除請求や損害賠償請求を受ける可能性
- ②10年以下の懲役・1000万円以下の罰金のいずれか又は併科に処される可能性
- ③法人の場合3億円以下の罰金に処される可能性

がある。

# 著作権～著作物の定義～

---

著作権の認められる著作物とは、

- ①思想又は感情に関する
- ②創作性があり
- ③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する
- ④表現

のことである。

# 著作権～要件①～

---

①思想又は感情に関する

→客観的な事実 자체や動物・コンピュータによる作品等を除くほとんどのものに思想又は感情は認められるとされている。

# 著作権～要件②～

---

②創作性があり

→独創性までは要求されず、何らかの個性が現れていればいいと考えられている。

# 著作権～要件③～

---

③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する

→この4つのジャンルによって代表されるような文化的な概念  
に入っていれば良いとされている。

# 著作権～要件④～

---

## ④表現

→思想・感情それ自体は保護されず、五感で感知できるように具体化された部分が保護の対象となる。

要件①～④はいずれも抽象的な要件で、ありとあらゆるものが著作物になり得る。

# 著作権～侵害（複製）～

---

著作権を侵害（複製）したと言えるためには、

- ①依拠性
- ②類似性

の2点が認められる必要がある。

# 著作権～①依拠性～

---

## ①依拠性

→実際にその著作物に基づいて作成されたことをいう。偶々似て  
いるというだけでは依拠性が否定されるため、“丸パクリ”でない  
場合は依拠性から争われることもある。

# 著作権～②類似性～

---

## ②類似性

→創作性のある部分が類似していることをいう。そのため、他人の記事を参考にする時には、特徴的な表現は真似るのを避けたりする等の工夫が必要である。

# 著作権～引用～

---

なお、適切に引用がなされている場合は、著作権侵害（複製）にはならないが、引用とは、

- ①公表された著作物を引用する場合
- ②引用する側とされる側が明瞭に区別でき
- ③引用する側の記事がメインであって
- ④公正な慣行と合致していて
- ⑤引用の目的上正当な範囲内であること

が認められる行為のことをいう。

# 著作権～引用①～

---

①公表された著作物を引用する場合で

→ブログ運営上の問題の場合、この要件はおよそ満たしている  
と思われる。

# 著作権～引用②～

②引用する側とされる側が明瞭に区別でき

→例えば、別枠で囲う、フォントを変える、括弧書きにする等。

ウィキペディア  
フリー百科事典

メインページ  
コミュニティ・ポータル  
最近の出来事  
新しいページ  
最近の更新  
おまかせ表示  
練習用ページ  
アップロード (ウィキメディア・コモンズ)

ヘルプ  
ヘルプ  
井戸端  
お知らせ  
バグの報告  
寄付  
ウィキペディアに関するお問い合わせ

ツール  
リンク元  
開発ページを更新状況  
ファイルをアップロード  
特別ページ  
この版への戻り | ハードリンク

ログインしていない トク 投稿記録 アカウント作成 ログイン

ページ ノート 閲覧 編集 履歴表示 Wikipedia内を検索

## 全日本空輸

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

座標: 北緯35度39分55.3秒 東経139度45分39.7秒

「ANA」はこの項目へ転送されています。その他の用法については「ANA (曖昧さ回避)」をご覧ください。

全日本空輸株式会社 (ぜんにっぽんくうゆ、英: All Nippon Airways Co., Ltd.) は、日本の航空会社。ANAホールディングス株式会社の子会社。

1952年12月設立、現在は国際線、国内線とともに国内最大規模を誇る<sup>[注釈 1]</sup>。略称はANA (エー・エヌ・エー) だが、通称の全日空 (ぜんにくう) で呼ばれることが多い。

イギリス・スカイトラックスによる航空会社の格付けで、実質最高評価の「ザ・ワールド・ファイブ・スター・エアラインズ (The World's 5-Star Airlines)」の認定を得ている。日本のエアラインとしては史上初の獲得<sup>[4]</sup>。コーポレートスローガンは「あんしん、あったか、あかるく元気!」、タグラインは「Inspiration of JAPAN」<sup>[注釈 2]</sup>。

画像提供依頼: 國際線のInspiration of Japanのボーディング767-300ERのビジネスクラスの画像 [3]  國内線プレミアムクラス (ボーディング787以外) の画像 [4]  國内線普通席 (新型 [5] ) の画像 の画像提供をお願いします。 (2013年4月)

全日本空輸株式会社  
All Nippon Airways Co., Ltd.

**ANA**



# 著作権～引用③～

---

③引用する側の記事がメインであって

→内容の質や分量等からして、引用する側の記事がメインである必要がある。

# 著作権～引用④～

---

④公正な慣行と合致していて

→出所を明示している等、通常引用する際に行われている方法がとられていることをいう。

# 著作権～引用⑤～

---

## ⑤引用の目的上正当な範囲内であること

→アフィリエイト収入を得るための営利目的があるのが微妙なところではあるが、本来、報道、批評、研究等の目的である必要がある。

# 著作権～同意～

また、当然ながら、著作物の利用について同意がある場合には、著作権侵害（複製）にはならない。TwitterやYoutubeには、利用規約等に埋め込み等で表示することへの同意を得るような記載がある。



# 肖像権～リスク～

---

ブログの中で、肖像権侵害を行ってしまうと、  
被害者から削除請求や損害賠償請求を受ける可能性  
がある。

# 肖像権～定義～

---

肖像権とは、

みだりに自己の容ぼう等を撮影され、これを公表されない人格的  
的利益

のことである。

# 肖像権～受忍限度論～

---

- ・撮影された人の社会的地位
- ・撮影された人の活動内容
- ・撮影の場所
- ・撮影の目的
- ・撮影の態様
- ・撮影の必要性

等を総合考慮して、肖像権侵害が社会生活上受任の限度を超えている場合に違法となる。

# 肖像権～同意～

また、当然ながら、肖像権の利用について同意がある場合には、肖像権侵害にはならない。Facebookのデータに関するポリシーには、公開情報は自由に利用されることになるかのような記載もある

公開情報は、Facebookアカウントを持っていない人を含め、誰でもFacebook製品の内外で見ることができます。公開情報には、利用者のInstagramユーザー名、公開指定でシェアする情報、Facebook上の公開プロフィール内の情報、および利用者がFacebookページ、Instagram公開アカウント、もしくはその他の公開フォーラム(Facebook Marketplaceなど)上でシェアするコンテンツが含まれます。

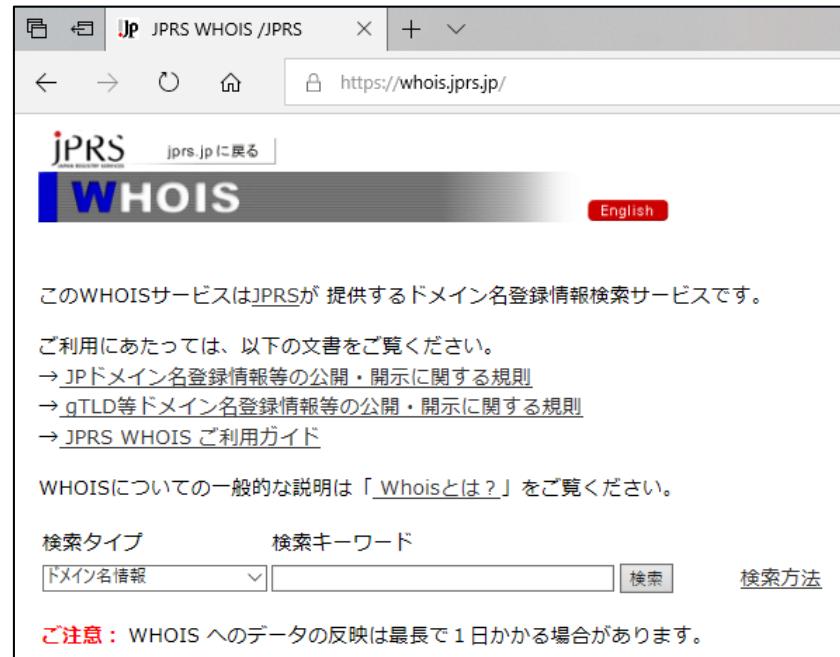
利用者、それ以外のFacebookおよびInstagramの利用者、および弊社は、Facebookグループ企業の他の製品内、検索結果内、またはツールやAPI経由を含め弊社製品の内外で、公開情報へのアクセスを提供することも、公開情報を任意の相手に送信することもできます。公開情報

# ブロガーが特定されるまでの手続

---

# WHOIS検索

まずは、ドメイン情報から、誰が登録者であるかについて確認をするところから始まる。



The screenshot shows a web browser window with the following details:

- Address Bar:** https://whois.jprs.jp/
- Page Title:** JPRS WHOIS /JPRS
- Header:** jprs.jpに戻る, WHOIS, English
- Text:** このWHOISサービスはJPRSが 提供するドメイン名登録情報検索サービスです。  
ご利用にあたっては、以下の文書をご覧ください。
  - [JPドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則](#)
  - [gTLD等ドメイン名登録情報等の公開・開示に関する規則](#)
  - [JPRS WHOIS ご利用ガイド](#)

WHOISについての一般的な説明は「[Whoisとは？](#)」をご覧ください。
- Search Form:** 検索タイプ:  検索キーワード:  検索方法: [検索方法](#)
- Notice:** ご注意： WHOIS へのデータの反映は最長で 1 日かかる場合があります。

# WHOIS検索

代行サービスや海外のサーバ等を利用していると守備力が高い。

検索タイプ	検索キーワード
ドメイン名情報	kowalaw.jp
	<input type="button" value="検索"/>
<a href="#">検索方法</a>	
Domain Information: [ドメイン情報]	
[Domain Name]	KOWALAW.JP
[登録者名] [Registrant]	株式会社鴻和 KOWA CO.,LTD
[Name Server]	dns0.hetem.jp
[Name Server]	dns1.hetem.jp
[Signing Key]	
[登録年月日]	2004/12/06
[有効期限]	2018/12/31
[状態]	Active
[最終更新]	2018/10/19 20:32:32 (JST)
Contact Information: [公開連絡窓口]	
[名前] [Name]	【代理公開情報】GMOペパボ株式会社 GMO Pepabo, Inc.
[Email]	admin@muuumu-domain.com
[Web Page]	<a href="http://muuumu-domain.com/?mode=whois-policy">http://muuumu-domain.com/?mode=whois-policy</a>
[郵便番号]	810-0001
[住所]	福岡県福岡市中央区天神2丁目7-21 Tenjin Prime 8F
[Postal Address]	Tenjin Prime 8F, 2-7-21, Tenjin Chuo-ku, Fukuoka-City, Fukuoka 8100001, Japan
[電話番号]	092-713-7999
[FAX番号]	092-713-7944

# 発信者情報開示請求

---

WHOIS検索で登録者情報を直接得ることができなくとも、プロバイダの情報等が明らかになった場合は、プロバイダ等に対して、契約者の氏名、住所等を確認することができる。

ただ、発信者情報開示請求は、権利侵害が明白であること（権利侵害の明白性）が要件である。

# 発信者情報開示請求

---

具体的には、以下のような手順を辿る。

- ① 権利侵害を主張する者が、プロバイダ等に対して、書面等で発信者情報開示を請求する
- ② プロバイダ等が発信者（ブロガー）に対して、発信者情報開示請求があったことを伝え、開示するかどうかについて意見を聴取する
- ③ 開示する旨の回答があれば開示する。開示しない旨の回答を得た場合又は2週間経過しても回答がない場合、権利侵害の明白性の要件を満たすかについて検討して、満たす場合は開示をし、満たさない場合は非開示とする。

# 発信者情報開示請求

---

なお、プロバイダ等は発信者の意見を尊重すべきとされている。

また、顧客でもある発信者の個人情報を安易に開示する業者は少ないため、発信者が開示に反対すれば、開示はなされず、裁判手続が必要となることが多い。

# 発信者情報開示請求

---

ちなみに、Twitter等のSNSを挟む場合は、①まずはSNSの運営会社に書き込みをした者のIPアドレス等を開示してもらった上で、②IPアドレスから特定されたプロバイダに対して氏名や住所を開示してもらうという2段階の手続を踏まなければならない。

さらに言えば、Twitter等は本社が海外であり、法的な手続を取ろうすると、(i) 東京地方裁判所で訴訟を起こさなければならぬ、(ii) 英語の翻訳文もつけなければならぬという事情があり、費用が高くなるという問題もある。

# 発信者情報開示請求



# 発信者情報開示請求

---

余程悪質な事案ではない限り、警察は動かないため、被害を訴える側は通常、弁護士に依頼する必要があり、弁護士費用だけで1件あたり数十万円はかかる。

そして、損害賠償額の相場は、余程悪質なものでない限り、数万円から数十万円程度である（悪質な事案だと百万円以上が認定される場合もある）。

被害を訴える側は、勝訴の見込みも考慮した上で、費用をかけてまで法的手続を取るべき問題なのか検討しなければならない。

# 発信者情報開示命令事件の新設

---

このように、①SNS等と、②経由プロバイダという2段階の手続を踏まなければならなかったりする現行法の手続は時間も手間もかかり、その分、弁護士費用も高くなりがちなので評判が悪かった。

そのため、法改正がなされて、令和4年10月1日に施行。

具体的には、“非訟手続”という訴訟よりも簡易な裁判所の手続で、(i) SNS等も経由プロバイダも同時に訴えることができ、(ii) 裁判所の判断も迅速化可能な法改正が行われている。

そのため、今後、手続きが簡易迅速になることを理由に、より、発信者情報開示の手続が増える可能性がある。

# 発信者情報開示請求

---

(参考)

週刊誌を発行する会社が、芸能関係の会社について、暴力団関係者等の反社会的勢力と関係を有しており、そのことを理由に銀行から融資を断られたという記事を書いた事案で、名誉棄損を理由に110万円の損害賠償が認められた（東京地判平成25年10月11日）。

週刊誌を発行する会社が、元プロ野球選手とその妻について、①離婚が確実である、②それぞれが妻や夫以外の異性と肉体関係を持っている、③妻は過去に売春をしていたという記事を書いた事案で、名誉棄損とプライバシー侵害を理由に夫に110万円、妻に220万円の損害賠償が認められた（東京地判平成15年8月27日）。

# 発信者情報開示請求

---

(参考)

週刊誌を発行する会社が、女優について、夫以外の男性と不倫関係にあるかのような記事を書いた事案で、名誉棄損を理由に120万円の損害賠償が認められた（東京地判平成20年6月17日）。

スポーツ新聞にタレントが大麻取締法違反容疑で事情聴取をされることになったという記事が掲載された事案で、そのような事実が認められず、名誉棄損を理由に100万円の損害賠償が認められた（東京地判平成15年2月12日）

# 発信者情報開示請求

---

(参考)

ツイッター上で、獣医が猫の為に行っているボランティア診療について、「身勝手なワクチン大量投与」「ネコ大量死」などと誹謗中傷した事案で、複数回に渡って投稿されていること等を理由に80万円の損害賠償が認められた（東京地判令和元年12月11日）

ホームページに掲載された商品の広告写真を無断利用された者が、著作権侵害を理由とする損害賠償請求をした事案で、プロが撮影したものではないため使用料も不明で、同様な写真を撮影することも容易であることなどを理由に1万円の損害賠償が認められた（知財高判平成18年3月29日）

ご清聴ありがとうございました。

---